

中小企業懸賞論文本賞作品

地域金融機関主体のまちづくりによる 持続的な地域社会構築 —ファンドを活用した地域包括的支援スキーム—

石田 遥 菜 岩井優香子 岩元小夜香
(立教大学) (立教大学) (立教大学)
(経済学部3年) (経済学部3年) (経済学部2年)

< 要 旨 >

本稿では、地域金融機関における、まちづくりを通じたサステナブルファイナンスについて考察する。昨今、SDGsやパリ協定の採択等、世界中で持続可能な社会を構築するための動きが見られ、これらに対する取り組みの重要度も日に日に高まっている。持続可能な社会の構築にあたり、重要な役割を担っている主体の一つが地域金融機関である。地域金融機関は自身の存続のためにも、地域事業者に寄り添った支援が必須である。その一環として、リレーションシップ・バンキングが挙げられるが、その枠組みを超えた新たな役割が地域金融機関に求められている。地域金融機関による持続可能な社会を構築するための金融、つまりサステナブルファイナンスが地域社会の持続的な発展に求められているのである。

持続可能な社会の構築には、地域活性化が求められており、中でも、人、モノ、カネ、情報の流れを創造する基盤を作ることができるまちづくりに着目した。地域金融機関によるまちづくり支援では、官民連携ファンドによる取り組みが地域に更なる価値を生み出すことが分かった。

しかし、ファンドによるまちづくり支援を行っている地域金融機関では、「投資件数の伸び悩み」が課題として挙げられており、「個々の支援に留まっている」現状が明らかになった。そのため、地域包括的な支援を実現できていないと考えられる。

そこで筆者らは、まちづくり支援におけるファンドの仕組みとして「サステナブルまちづくりファンド」を提案する。本提案では、地域金融機関がファンド期間終了後にも及ぶ長期的な伴走支援、ファンドの投資対象となる地域事業者の拡張により、地域包括的なまちづくり支援を可能とする。これにより、地域社会を基盤とした地域環境の維持・向上、更には地域活性化へと繋げる。そして、新たなサステナブルファイナンスの枠組みの一つとして、このまちづくり支援を活用することが、持続可能な社会へと繋がる可能性について考察する。

目次

はじめに	
第1章：地域金融と持続可能性	
1-1：地域金融機関	
1-1-1：地域金融機関の現状と問題意識	
1-1-2：リレーションシップ・バンキング	
1-1-3：サステナブルファイナンス	
1-2：地域活性化	
1-2-1：地域金融機関による地域活性化支援	
1-2-2：まちづくり	
第2章：地域金融機関による支援	
2-1：地域金融機関とまちづくり	
2-2：全国のまちづくりファンド	
2-2-1：概要	
2-2-1：課題	
第3章：持続可能な地域づくりを目指す官民連携ファンド	
3-1：大洲まちづくりファンド支援（伊予銀行）	
3-1-1：概要	
3-1-2：成果	
3-2：地域づくり京ファンドのまちづくり支援（京都銀行）	
3-2-1：概要	
3-2-2：成果	
第4章：地域包括的なまちづくり支援ファンドの提案	
4-1：ファンドによるまちづくり支援の課題	
4-2：「サステナブルまちづくりファンド」による地域包括的な支援	
4-2-1：概要	
4-2-2：特徴	
おわりに	

はじめに

近年、持続的な社会を構築するための動きが顕著であり、世界中で持続的な未来を築くための取り組みが求められている。持続可能な社会の構築・地域社会への貢献のため、地域経済を循環させる役割を担う地域金融機関の力が不可欠である（青木、2022）。また、地域金融機関にとって、自身の存立は地域あってのものゆえ、地域活性化に意識を向けることは当然であり（古里、2020）、地域金融機関による地域事業者に寄り添った支援が必須となる。その一環として、リレーションシップ・バンキングに積極的に取り組む地域金融機関も多く存在するが、同時に経営支援に積極的に携わることも期待されており（近藤ほか、2022）、地域金融機関の新たな役割が求められている。そこで、地域金融機関による持続可能な社会を構築するための金融、つまりサステナブルファイナンスが地域社会の持続的な発展に求められているのである。

持続可能な社会の構築には、地域の持続的な発展が不可欠という点から、地域活性化が求められるが、中でも、人、モノ、カネ、情報の流れを創造する基盤を作るまちづくりに着目した。まちづくり支援として、地域課題を解決するために地方公共団体と連携し、金融面・非金融面双方からの支援を行う地域金融機関は少ない。

しかし、それらは個々の地域事業者に対する一時的な支援に過ぎず、地域金融機関の持つ諸資源を存分に活用し、個と個を繋げるような地域的な広がりを見せている地域は多くない。確かに、リレーションシップ・バンキングによって培われた地域事業者との繋がりはあるが、まちづくり支援においては地域事業者に十分に寄り添えていないのが現状だ。

以上の課題を踏まえて、本稿では、「サステナブルまちづくりファンド」を提案し、長期的な伴走支援と、投資対象となる事業者の拡張を実現することで、個々への支援に留まらない、

地域包括的な支援を可能とする。筆者らは、新たなサステナブルファイナンスの枠組みの一つとして、このスキームを活用することで、持続可能な社会へと繋がる可能性について考察する。

第1章：地域金融と持続可能性

1-1：地域金融機関

1-1-1：地域金融機関の現状と問題意識

地域金融機関は、地域経済発展の有力な原動力であり、その担い手としての役割は大きい（村本、2019）。地域金融機関は個々の顧客に対する資金的な支援だけでなく、地域経済を活性化させる取り組みを主体的に行うことが期待されており（山尾ほか、2013）、総合的な観点から金融サービスを提供できるかが問われている（幸田、2019）。なぜなら、中小企業の成長や再生に対して、銀行自らが「自分事」として支援に取り組まなければ、銀行の顧客基盤そのものが失われかねないからである（橋本、2023）。しかし、地域金融機関は、多くが「融資の依頼に対して審査して貸す」という従来型の待ちの姿勢である（山口、2021）。特に、地域事業者との間で経営に関するコンサルティング活動があまりできておらず、企業支援において現状役割を果たせていない（齊藤、2016）。

とはいえ、企業を対象とした支援の枠組みとしてはリレーションシップ・バンキングのあり方が問われ、企業単体に対する金融支援に各金融機関が取り組んできたことも事実である。

1-1-2：リレーションシップ・バンキング

リレーションシップ・バンキング（以下、リレバン）とは、金融機関が顧客との親密な関係

を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、それを基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開されるビジネスモデルを指す（金融庁、2003）。顧客との密着した関係性・事業性への深い理解に基づき、顧客の課題を解決する上で付加価値を生み出す金融のあり方ともいえる（橋本、2023）。金融機関は、貸出業務を通じて企業の詳しい情報を得た上で、独自のサービスを企業に提供し得る可能性がある（植杉、2022）。例えば、業績が好調な時は成長のための的確な助言を与え、気づかぬ課題に対して注意を喚起し、苦境に陥っても経営改善に向けて親身に相談に乗ってくれるような非金融サービスなどである（橋本、2023）。

このようなリレバンの普及と定着は望ましいが、企業単体の支援に留まり、それ自体の有効性は認められるものの、地域経済の活性化という観点からは、更にヒト・モノ・カネ・情報の流れを創造する仕組みも同時に求められている。これらのことから、リレバンを基盤とした上で、更なる持続可能な社会を構築することを目的とした金融、つまりサステナブルファイナンスが求められているのである。

1-1-3：サステナブルファイナンス

リレバンの取り組みを強化することは、サステナブルファイナンスの実現のための大きな武器となるものであり（青木、2022）、サステナブルファイナンスとは、リレバンで培った金融機関と顧客との長期的な関係性を基盤としたものであると言える。つまり、リレバンの枠組みを超え、更なる持続可能な社会を構築するための流れを創造する仕組みが、サステナブルファ

イナンスである。

近年、地域金融機関は気候変動問題を中心とした、様々なサステナブルファイナンスへの取り組みを行っている。例えば、グリーンボンド¹、ソーシャルボンド²、サステナビリティ・リンク・ローン³などの金融商品が存在する（江夏、2019）。

サステナブルファイナンスを推進することは、社会の持続性が高まるという意味で地域金融機関の経済活動の基盤を保持・強化すると同時に、融資先・投資先のESG⁴の取り組み支援を行うことでもある。更に顧客の経営の安定性が増し、信用リスクの低減に繋がるといったメリットがあり、地域金融機関にとって取り組む意義は大きいと言える（青木、2022）。

金子（2023）によると、サステナブルファイナンスとは、ESGへの関心やSDGs⁵の浸透を背景に、持続可能性を重視した金融である。また、金融が経済的・社会的・環境的問題といかに相互に作用するかを論じることである（ディアークほか、2020）。

これらのことから、サステナブルファイナンスを「持続可能な経済・社会・環境を実現するための金融」と定義する。本稿では、持続可能な社会という観点から、長期的な地域活性化を実現するためのサステナブルファイナンスに着目する。

1-2：地域活性化

1-2-1：地域金融機関による地域活性化支援

現在、多くの地域金融機関では、金融業務や経営相談・支援業務の他、地域に対する取り組みも行われている（北島ほか、2014）。具体的には、創業支援、ビジネスマッチング、事業承継支援、環境（ESG、SDGs）分野の支援などを行っている（家森、2021）。また、地域金融機関と地域内の諸産業が連携し、まちづくりやひとづくりとも関わりながら地域活性化を促す取り組みもある（熊坂、2019）。本稿では、地域活性化支援の中でも、まちづくりに焦点を当てる。

1-2-2：まちづくり

まちづくりとは、地域社会を基盤とした地域環境の維持・向上運動のことである（岡村ほか、2009）。また、岡崎ほか（1994）は、歴史的町並みを保存し、新たな景観形成、環境整備、地域活性化に発展させることとしている。これらのことから、本稿では、まちづくりを「地域社会を基盤とした地域環境の維持・向上、そして更なる地域活性化に発展させるための活動」と定義する。

地域金融機関は、地域からの信頼も大きく、自助・共助のまちづくりにおいて主体的に取り組むことが地域から期待されている（富士通総研、2012）。また、持続可能なまちづくりの実現に向けて、地方公共団体と地域金融機関等が連携して、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組むことで、地域事業者を支援する取り組み

1 調達資金の全てが、新規又は既存の適格なグリーンプロジェクトの一部、又は全部の初期投資、又はリファイナンスのみに充当される債券（金融庁、2021）。

2 調達資金の全てが、新規又は既存の適格なソーシャルプロジェクト（社会的課題への対処・軽減、ポジティブな社会的成果の達成を目指すプロジェクト）の一部、又は全部の初期投資、又はリファイナンスのみに充当される債券（金融庁、2021）。

3 借手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローン（環境省 HP）。

4 ESG（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス））といった要素。

5 SDGs（Sustainable Development Goals）とは持続可能な開発目標のこと。

みが促進されている（内閣官房HP）。特に、地域資源を最大限に活用した商品やサービスを創出するには、官民および地域金融機関も含めた地域が一体となった支援体制が不可欠とされている（大社、2018）。このように、まちづくりでは地域金融機関が大きな役割を担っており、特に官民連携で地域一体となった支援が望ましい。

第2章：地域金融機関による支援

2-1：地域金融機関とまちづくり

地域金融機関が地域企業の支援をリレバンによって強化してきたことは周知のことであるが、地域企業と同様に地域経済の要ともいえるまちづくり事業に対し、地域金融機関が積極的な役割を果たそうとしているかどうかは、明らかではない。

そうした観点から、筆者らはまちづくりに関係する公的・民間団体や地域金融機関にヒアリング調査を行った。調査の結果、まず地域課題の解決には、エリア価値の向上が不可欠であり、その実現のために地域金融機関がまちづくり事業を連鎖的に行うことが必要とされているとい

う（民間都市開発推進機構⁶ヒアリング）。また、京都銀行へのヒアリングによると、まちづくりは、まちが「面で」活性化するものであるため、地域活性化に有効だという。ただし、地域金融機関によるまちづくり事業に対する資金供給は、融資による単発施設の整備となるため、一過性のものになってしまうことが問題視されていた（YMFG ZONE⁷プランニングヒアリング）。対して、ファンドでの資金供給であれば、毎年の返済義務がないため、事業者は成長資金を十分に確保でき、ファンド期間中は事業に専念することができるという（京都銀行ヒアリング⁸）。また審査基準については、いずれも財務諸表と事業の将来性を主な判断材料とするが、融資は信頼性を重視するため過去の実績を反映する財務諸表の裁量が大きいのに対し、ファンドは成長性を重視するため、融資よりも将来性の裁量が大きくなっている。つまり、ファンドであれば不確実性の高い事業への資金供給が可能となり、より広範な事業者に対して資金供給ができる（表1）。

表1 資金供給方法の比較

	融資	ファンド	
		社債	株式発行
元金返済の有無	分割返済	期限一括返済	なし
審査基準	財務諸表 将来性	財務諸表 将来性	財務諸表 将来性
利益獲得方法	利息	利息	配当
投資先事業の不確実性	低	低～高	低～高
長期的な 非金融支援の有無	なし	あり	あり

出所：岡嘉紀、2021より著者作成。

6 一般財団法人民間都市開発推進機構は「民間都市開発の推進に関する特別措置法」（昭和62年法律第62号）に基づく民間の都市開発を推進するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた法人。

7 株式会社YMFG ZONEプランニングは、各種ネットワークを活用したオープン・イノベーションや官民連携によるインフラ整備の促進などを行う、株式会社山口フィナンシャルグループ100%出資の子会社。

8 ファンドを通じて支援を行っている期間のこと。

近年注目される地域活性化への取り組みとして、官民連携による出資・社債取得型などの非融資型の資金供給スキームがある。これらは地域金融機関に限らず、地域企業も含めて民間都市開発推進機構（以下、民都機構）との官民連携ファンドといえるものである。例えば、「まち再生」出資・社債取得業務の著名な例では、岩手県紫波町の「オガールセンター整備事業」や広島県尾道市の「Onomichi U2立ち上げ支援事業」などが知られている。これと並行して、地域金融機関と民都機構が連携して進めている事業が、マネジメント型まちづくりファンド（以下、まちづくりファンド）支援業務である。こうしたファンド組成による資金供給のメリットは、毎年の返済義務がないため、事業者は成長資金を十分に確保でき、期間中は事業に集中することができるという（京都銀行ヒアリング）。

2-2：全国のまちづくりファンド

2-2-1：概要

ここで取り上げるまちづくりファンドは、地域金融機関と民都機構が共同で組成するもので、出資・社債取得を通じて、エリアの価値向上を図り、地域の課題解決に貢献することを目的としている。このファンドにおけるエリアマネジメントの主体は、地域の事業者である。公開情報によれば、組成されたまちづくりファンドは29件（2023年9月時点）存在している⁹（民

都機構HP）。

まちづくりファンドには投資の要件が主に4つ存在する。①建物のリノベーションなど施設の整備に係る事業を原則とすること、②投資は法人に限定されていること、③ファンドによる社債取得の限度額は総事業費の2/3までで、それ以外は融資等でまかなうこと、④ファンドの存続期間は最長20年で、社債取得の回収期間は最長10年を目処とすること、である。

複数の地域金融機関へのヒアリングから、①地域金融機関と民都機構の出資割合は1：1であること、②出資できる体制はあるが実際は社債取得のみが一般的だと判明した。地域金融機関と民都機構とで出資割合が等しいことにより、地域金融機関は出資に伴うリスクを分散させることができる。また、社債取得の場合、約定返済¹⁰が不要なため、地域事業者側としては事業開始当初の費用を軽減できるというメリットがある（伊予銀行ヒアリング）。さらに地域事業者は、資金繰りが楽になり、ファンド期間中10年は自らの事業に集中することができる（京都銀行ヒアリング）。

2-2-2：課題

まちづくりファンドを組成している地域金融機関のうち、7行（庫）のまちづくりファンドを比較した（表2）。

9 内訳としては、地方銀行5件、信用金庫23件、信用組合1件となっている。

10 約定返済とは、カードローン契約規定に基づき、毎月決められた日に決められた金額を返済していくこと。

表2 官民連携まちづくりファンドの特徴

	伊予銀行	京都銀行	十六銀行	山口銀行	高山信用金庫	朝日信用金庫	金融機関A
ファンド名称	大洲 まちづくり ファンド	京銀 まちづくり ファンド	じゅうろく・ 清流まちづく りファンド	長門湯本温泉 まちづくり ファンド	たかしんまち づくりファン ド飛驒の MIRAI	谷根千まちづ くりファンド	Aまちづくり ファンド
ファンド組成額	2億円	2億円	1億円	1億円	1億円	1億円	—
ファンド件数	非公表	4件	4件	2件	3件	非公表	1件
期間	2020年～	2021年～	2019年～	2019年～	2019年～	2018年～	—
モニタリング	まちづくり会 社に行員派遣 ・ 行員が監査役 に就任 ⇒資金使途 把握	している	資金トレース ⇒資金使途 把握	工事請負契約 等資料 ⇒資金使途 把握	事業計画書・ 見積書等 ⇒資金使途 把握	ヒアリング ⇒資金使途 把握	専門家による ヒアリング ⇒資金使途 把握
ファンド期間 終了後の支援	行う	行う	行う	行う	行う	行う	行う
地域への貢献	30棟の古民家 改修 20社のエリア への新規出店 71名の新規雇 用者創出	地域の交流や 賑わいの創出 地域全体の観 光消費	地域の交流や 賑わいの創出	経済波及効果 観光客の増加	地域全体にお ける回遊・周 遊の円滑化と 活性化、 景観の維持・ 保全	資金調達方法 の選択肢 の広がり	なし
課題	特になし	対象エリアが 限定される	特になし	—	投資件数の 伸び悩み	特になし	投資件数の 伸び悩み

出所：ヒアリングより著者作成。

すると、ファンドによる投資件数の伸び悩みを多くの地域金融機関が課題¹¹としていることが分かった。つまり、まちづくりファンドによる地域事業者への支援は個々への支援に留まり（十六銀行ヒアリング）、現状地域内での連携を生み出すような地域包括的な支援はできていない。

その要因として、①地域金融機関が持つ地域の情報やネットワークを活かせていないこと、②地域金融機関によるまちづくり支援を必要としている地域事業者の発掘が不十分であ

ること、③個人事業者に対してはファンドからの支援を行えないこと、④一つの地域金融機関のみが所持している情報網には限界があることの4点が考えられる。

これらの要因を解決することにより、地域金融機関は、個々への支援に留まらない地域包括的なまちづくり支援を実現できるのではないかと

11 他には、地域金融機関から地域事業者に対するモニタリングが不十分であり、地域事業者の資金使途を正確に把握することができていないという課題もある。

地域事業者は、KITAから賃貸・サブリース¹³をし、地域の空き家や古民家等を活用したまちづくり事業を行う。そして、まちづくり会社キタ・マネジメント¹⁴は、伊予銀行からの伴走支援¹⁶を受ける。伴走支援の具体的な内容としては、①改修したテナントに入居する企業（地域事業者）の発掘支援、②地域事業者のニーズに応じた事業計画の策定支援、③販路拡大に向けたビジネスマッチングの3点が挙げられる。

このスキームの特筆すべき特徴としては、幅広い連携が挙げられる。中でも最も大きな役割を担っている連携は、伊予銀行、大洲市¹⁷、バリューマネジメント株式会社¹⁸、一般社団法人ノオト・株式会社NOTE¹⁹による、官民連携協定である。これにより、互いの強みを活かした役割分担を徹底し、各々がそれに沿った支援を地域事業者に対して行うことで、手堅くスムーズな支援を行えるスキームを確立している。具体的には、大洲キャッスルステイ²⁰の例が挙げられる。行政機関や地域側との調整をキタ・マネジメント、お客様に対するサービスをバリューマネジメント株式会社が行うという役割分担をし、観光の高付加価値化を図っている。加えて、伊予銀行はキタ・マネジメントと連携し、ファンド投資先の発掘を円滑化した上で、地域事業者に対する事業計画の実現に向けた支援も行っている。

更に、伊予銀行は行員をキタ・マネジメントにCFO²¹として派遣することで、キタ・マネジメントの資金の使い道を実務面からモニタリングし、常時把握している。そして、KITAには伊予銀行のキャピタル会社から出資し、行員が監査役として役員に就任していることから、伊予銀行はKITAの資金使途の把握も可能である。

3-1-2：成果

このスキームによる成果として、①31棟の古民家改修、20社のエリアへの新規出店、71名の新規雇用者創出、②歴史的景観の保持、③観光客増大による経済波及効果の3点が挙げられる。分散型ホテル「NIPPONIA HOTEL 大洲 城下町」の大洲進出を契機に、多くの地域事業者がまちづくりに参画しやすくなり、以前であれば取り壊されていたであろう空き家を残して歴史的町並みを残せたりと、次第に大洲の町全体を活気づけた。更に、地元の特産品を用いた商品の販売増加など思わぬ経済的波及効果もあった。

また、2-2-2で述べた課題の要因のうち、①～③をこの事例では解決できている。具体的な取り組みとして、伊予銀行からキタ・マネジメントに対する伴走支援が挙げられる。事業計画策定支援や販路拡大などの伴走支援を行う際、伊予銀行が保持している地域の情報やネットワ

13 貸主（サブリース業者）が建物の所有者（オーナー）から借りた物件を入居者に貸すこと。

14 エリア価値の向上を図るため、公的部門では行き届きにくい公益の事業を担う地域主体として構想された組織（畠山、2017）。地域・中心市街地の活性化、リノベーションまちづくり、エリアマネジメントを目的とした会社（宇藤、2020）。これらから、まちづくり会社とは、「地域振興などを目的として地域が主体となって設立する公益の事業を担う会社」とする。

15 キタ・マネジメントは歴史的資源の活用事業及び観光まちづくり戦略推進事業を担うまちづくり会社。

16 長期にわたって事業者に寄り添い、金融面・非金融面双方から行う支援。

17 大洲市は現在のキタ・マネジメントを設立し、事業の推進及び観光の振興を図っている。

18 バリューマネジメントは歴史的資源を活用し、宿泊事業等を展開している。

19 この2社は歴史的資源の活用に関する計画策定等において、人的、知的資源等を提供することで、地域事業者に対するまちづくり事業の推進を図っている。

20 日本で初となる木造天守での城泊事業。

21 最高財務責任者（Chief Financial Officers）。

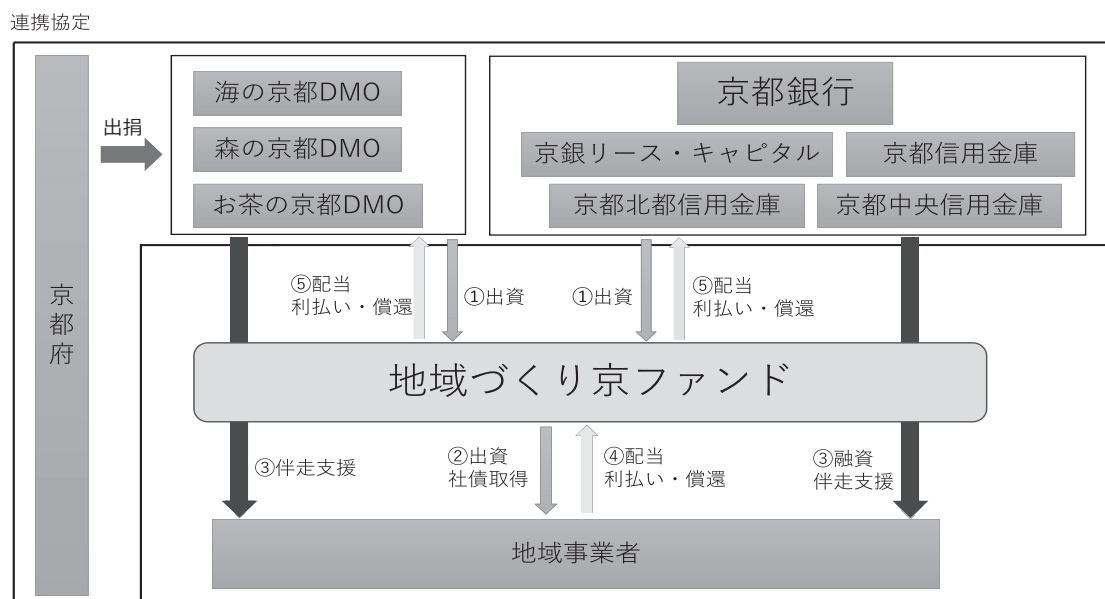
ークを活かした支援が可能となる。更に、地域事業者の発掘をまちづくり会社と連携して行うことで、継続的な新規地域事業者の獲得に繋がっている。加えて、ファンドでの支援をまちづくり会社を通じて行うことで、個人事業者への支援も可能となる。まちづくり会社は、地域事業者との繋がりを持ち、支援を行う体制も整っており、ファンドからまちづくり会社に支援を行うことで、間接的に個人事業者への支援も可能となる。

3-2：地域づくり京ファンドのまちづくり支援（京都銀行）

3-2-1：概要

地域づくり京ファンドは、京都府内の地域金融機関（1行3庫）と関連会社（京銀リース・キャピタル株式会社）²²で計1億円、京都府内DMO²³3社（海の京都DMO²⁴、森の京都DMO²⁵、お茶の京都DMO²⁶）で計1億円出資し、全体で計2億円で組成された。なお、DMO3社は京都府からの出捐金²⁷計1億円を活用してファンドに出資している。ファンドが地域事業者に対して出資または社債の取得をし、地域事業者はファンドに対して配当または利払い・償還を行う（図2）。

図2 「地域づくり京ファンド」による支援の全体スキーム



出所：京都府、2021、「地域づくり京ファンドについて」より著者作成。

22 京銀リース・キャピタル株式会社は、京都銀行のグループ会社であり、リース業務、株式・社債等の投資業務、株式公開等コンサルティング業務を担う。現在の社名は、「京都キャピタルパートナーズ」。

23 DMOとは、観光地域づくり法人のことであり、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を確実に実施するための調整機能を備えた法人、まちづくり会社。

24 海の京都 DMO は、京都府北部7市町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を事業区域とする。

25 森の京都 DMO は、京都府中部の5市町（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）を事業区域とする。

26 お茶の京都 DMO は、京都府南部12市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）を事業区域とする。

27 財産を寄付すること。

このファンドの投資対象は、古民家や空き家、公共施設、空き店舗等をリノベーション等により活用し、各種施設を整備する事業、また各種事業を運営することで地域の問題解決に資する事業と定められており、建物のリノベーション事業以外への支援も可能である。

このファンドは京都銀行が創設した京銀まちづくりファンドから派生して組成された。京銀まちづくりファンドでは、対象エリアが限定されるという課題があり、京都府内の地域金融機関が一体となって京都府内全域を支援対象とした地域づくり京ファンドが誕生した。

このスキームの特筆すべき特徴は、京都府とDMO 3社、そして地域金融機関1行3庫と関連会社による「持続可能な地域づくりの推進に関する協定」である。これにより、各々が持つノウハウやネットワークを活かし、地域事業者に対して幅広い支援を行うことを可能とした。DMO 3社による地域事業者への伴走支援、地域金融機関1行3庫と関連会社による地域事業者への融資と伴走支援も、この連携を活用した独自のスキームとなっている。

3-2-2：成果

このスキームによる成果として、廃れ行く地域の伝統が守られたことが挙げられる。古民家をリノベーションした建物の一部に、昭和初期に建築され、地域の歴史を刻む宮津市立宮津小学校の元講堂「自彊館」の資材を再利用することで地域の歴史の保全に繋がった。他には、リノベーションした場所に、現代の日本美術刀の作刀拠点、更には観光・体験拠点としても活

用できる刀鍛冶工房を建設し、「日本刀」の持つ文化の伝承・日本のものづくり技術の継承に繋いだ。このように、地域の伝統を保持することで、地域価値の維持・向上、更には観光需要の向上にも寄与した。

また、2-2-2で述べた課題の要因のうち、④をこの事例では解決できている。京都府内の地域金融機関の連携により、京都府全域を対象とした支援が可能となる。更に、地方銀行の広大なネットワークと、信用金庫のエリア特化型での地域密着型経営の双方を活かすことで、より地域包括的な支援となっている。

第4章：地域包括的なまちづくり支援ファンドの提案

伊予銀行は、まちづくり会社に対する伴走支援、まちづくり会社を通じた地域事業者への支援を行うことで、①地域金融機関が持つ地域の情報やネットワークを活かしていないこと、②地域金融機関によるまちづくり支援を必要としている地域事業者の発掘が不十分であること、③個人事業者に対してはファンドからの支援を行えないこと、といった官民連携ファンドの課題を解決した。

京都銀行は、京都府内全ての地域金融機関の連携により、④一つの地域金融機関のみが所持している情報網には限界があるという課題を解決した。

これらそれぞれの取り組みが、個々の地域事業者への支援に留まらない、地域包括的なまちづくり支援に繋がる。

4-1：ファンドによるまちづくり支援の課題

一方、上記事例においても、いくつかの課題が見受けられた。

伊予銀行では、①ファンド期間中の地域事業者への支援に更なる向上が求められること、②支援対象が建物再生事業者に限定されていることの2点が課題として挙げられる。伊予銀行による支援はまちづくり会社に対するものが主となっており、地域事業者に対する直接の支援は不十分であることが分かった（伊予銀行ヒアリング）。具体的には、地域事業者に対して、販路開拓・PR支援は実施しているものの、ファンドを活用した資金支援にまでは至っていない。これに従い、地域事業者のニーズに対して、伊予銀行が持つ強みを現状活かしてきれていない。そこで、ファンド期間中における地域事業者のあらゆるニーズに応えるため、地域事業者に対しても伊予銀行の強みを最大限に活かした支援を行えるような支援体制を構築していくべきではないか。そして、ファンド期間終了後においても、地域事業者に対して継続的な支援を行うことで、更なる地域包括的な支援に繋がるのではないか。

京都銀行では、まちづくりファンドと同様、建物再生事業のみにしか支援を行っていないことが課題として挙げられる。現在（2023年10月時点）、このファンドを通じて支援を行った4

件の企業は、全て古民家や空き家のリノベーションを活用して事業を展開している。各種事業を運営することで地域の問題解決に資する事業に対しても支援を行えるスキームだが、有効利用できていないのが現状である。そもそも、建物再生事業者以外の事業者を見つけ切れていないことが、その要因の一つとして考えられる。そのため、新規地域事業者の発掘を促し、建物再生事業者以外の地域事業者に対しても積極的に支援を行うことで、より一層地域包括的な支援へと繋げていくべきではないのか。

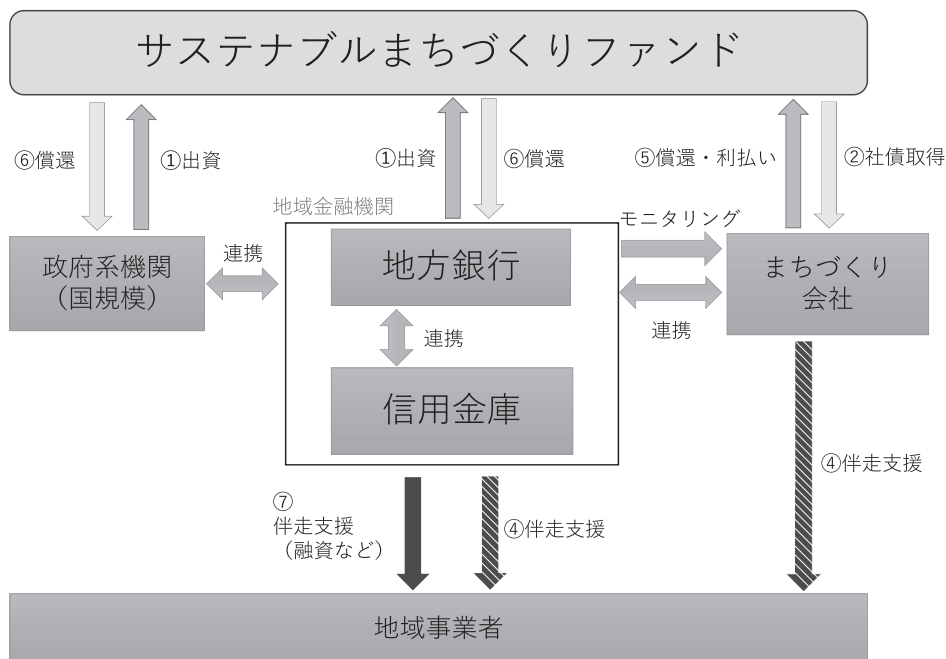
上記事例から、①ファンド期間中の地域事業者への支援に更なる向上が求められること、②支援対象が建物再生事業者に限定されていることの2点が課題として挙げられる。これらの課題を解決することにより、より地域包括的なまちづくり支援へと繋がるのではないか。

4-2：「サステナブルまちづくりファンド」による地域包括的な支援

4-2-1：概要

本稿で提案するのは、都道府県内全ての地域金融機関が連携し、政府系機関と共同で出資して組成する、官民連携の「サステナブルまちづくりファンド」のスキームである（図3）。

図3 「サステナブルまちづくりファンド」による支援の全体スキーム図



出所：著者作成。

このファンドのエリアマネジメントは、地域金融機関とまちづくり会社が一体とな²⁸って行う。

まず、各地域金融機関と政府系機関が同額出資してファンドを組成する。出資額を同額にすることで、それぞれの機関が持つ権利を平等とする。ファンド組成後におけるまちづくり会社への資金供給方法はまちづくりファンドと同様、社債取得型である。また、大洲まちづくりファンド同様、地域金融機関からまちづくり会社に対して行員を派遣することで、まちづくり会社が地域のまちづくりにおいて適切な役割を担っているか、正常な経営が成されているかなどをモニタリングする役割を果たしている。

なお、投資対象者は「都道府県内でまちづく

り事業に資する者」とし、地域づくり京ファンドと同様、建物再生事業に留まらない支援を可能とすることで、地域包括的なまちづくり支援を行う。

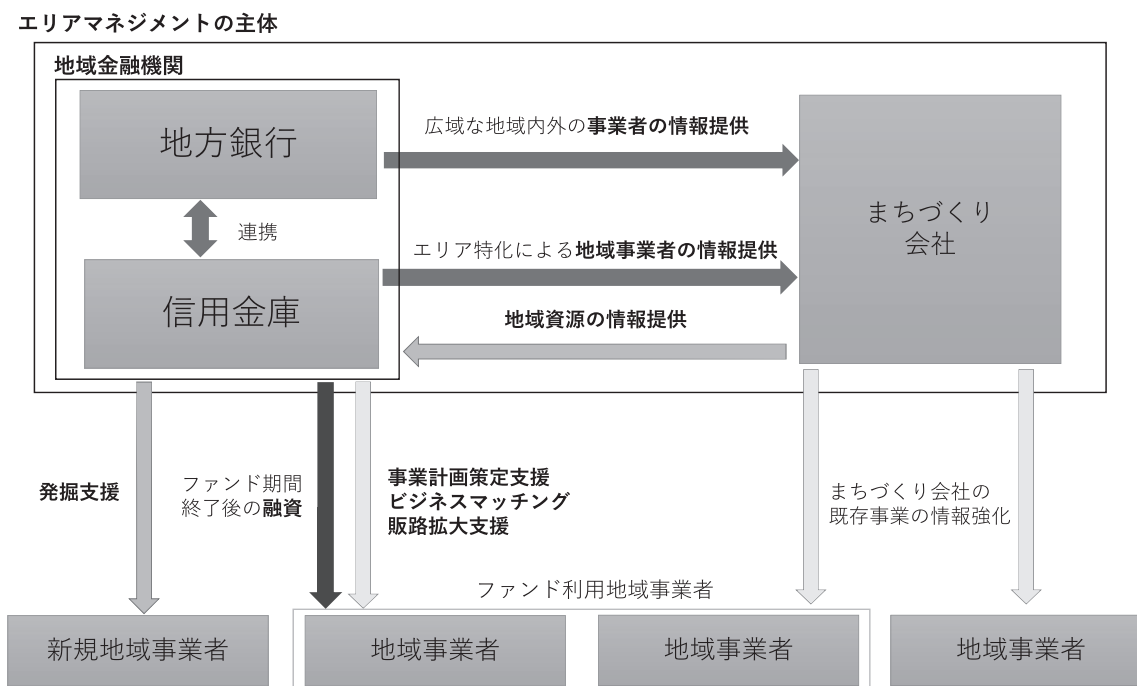
28 まちづくりファンドでは、対象地域内の事業のエリアマネジメントを行う主体が地域の事業者であることにより、その活動に対して地域金融機関が持つ地域の情報やネットワークをまちづくりにおいて活かせていないということも課題の一つであった。

4-2-2：特徴

このスキームの特筆すべき特徴は、地域金融機関による地域事業者への長期的な伴走支援

である。この特徴を明確化するために、地域金融機関、まちづくり会社、地域事業者の三者の関わりに焦点を当て、図に示した（図4）。

図4 地域金融機関・まちづくり会社・地域事業者の関わり



出所：著者作成。

地域金融機関はファンド期間中に、事業計画策定支援とビジネスマッチング、販路拡大支援を主に行う。これらの支援により、長期的に地域事業者に寄り添い、事業の成長を促すことができる。そして、ファンド期間終了後には、継続的な融資での支援を行う。事業の不確実性が起因して融資での資金調達が困難であった地域事業者でも、ファンドによる支援期間中に地域金融機関からの積極的な伴走支援を受けることで、ファンド期間終了時には、融資での資金調達が可能な水準にまで成長することが見

込まれる。そして、ファンド期間終了後も地域金融機関と地域事業者が継続的な関係性を持ち続けることで、地域金融機関の持続的な存続にも繋がる。

また、他の特徴として、地域内連携と地域金融機関による地域事業者の発掘支援の2点を挙げる。地域金融機関同士の連携により、特定の営業エリア内のみならず、都道府県内全域を対象とした支援を可能とする。更に、地方銀行の広域なネットワークと信用金庫のエリア特化型での地域密着型経営の双方を活かすことで、より地域包括的な支援となる。そして、地域金融

機関とまちづくり会社との連携により、地域金融機関とまちづくり会社双方から、地域事業者に寄り添った伴走支援を実現する。具体的には、まちづくり会社は、地域金融機関から地域事業者の情報を入手し、既存事業の質の向上に繋げる。また、地域金融機関は、まちづくり会社から地域資源の情報を入手し、地域事業者への伴走支援の充実に繋げる。このように、地域金融機関同士の連携、地域金融機関とまちづくり会社との連携で、より広域かつ充実した伴走支援を可能とする。

他方で、地域金融機関が主体となって地域事業者の発掘支援を行うことで、継続的に新規地域事業者を創出する。具体的には、地域金融機関の既存取引先からの紹介やセミナーの開催によって、新規地域事業者の発掘を積極的に行う。また、まちづくり会社との連携により、まちづくり会社は地域金融機関に対して、地域に存在するまちづくりに活用できる地域資源（古民家や遊休農地、再利用できる特産品など）の情報共有を行う。そして、サステナブルまちづくりファンドでの資金調達を条件に、地域金融機関は新規地域事業者と地域資源をマッチングする。こうした発掘支援を通して、まちづくりに資する事業を展開する地域事業者の増加、更にはファンドによる投資件数の増加に繋がりを、地域包括的な支援の実現が可能となる。

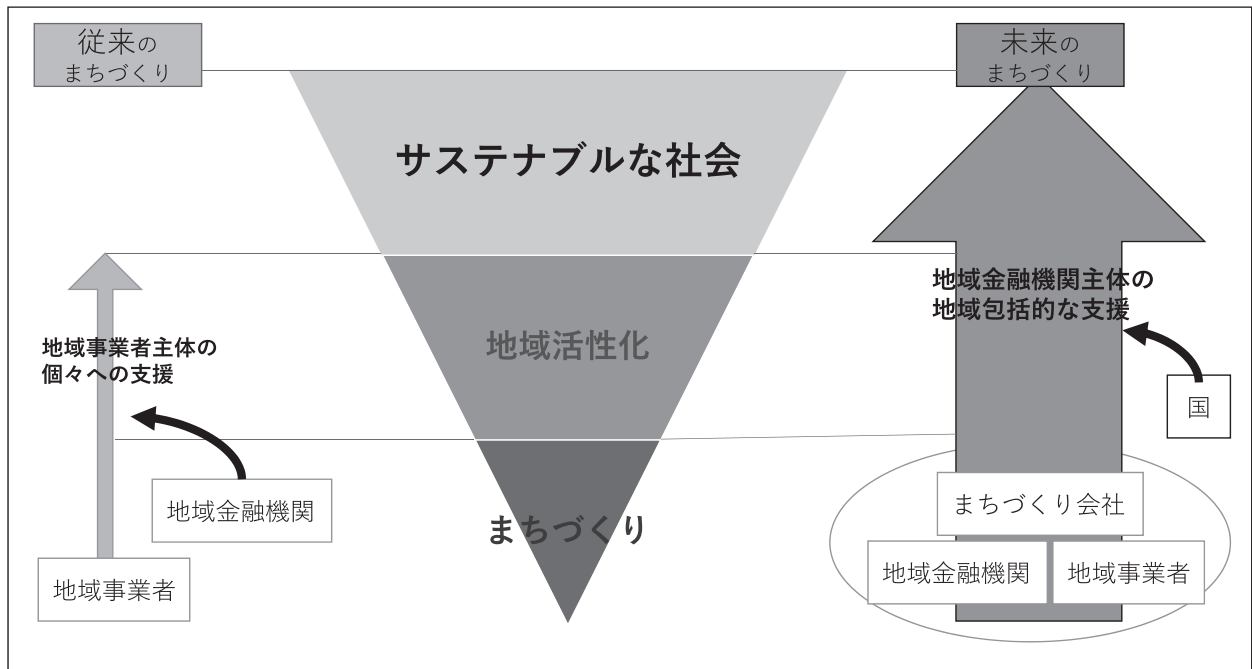
このスキームは持続可能な社会を構築するためのまちづくり支援スキームであり、まちづくり事業に資する者の発掘が欠かせない。そこで、中小企業診断士²⁹の資格を有する地域金融機関の行員が、地域事業者との関わりを持つことで、

発掘支援と伴走支援の双方に寄与することができる。行員ならではの地域事業者の深い情報を所持している上、中小企業に関する専門的知識を持ち得ているからこそ、地域事業者の潜在ニーズを抑えた、事業策定支援やビジネスマッチング等の伴走支援が行える。

この提案では、4-1で挙げた、①ファンド期間中の地域事業者への支援に更なる向上が求められていること、②支援対象が建物再生事業者に限定されていることの2つの課題を全て解決している。このように、地域内全ての地域金融機関が連携し、地域金融機関が有する幅広いネットワークや地域情報、そしてまちづくり会社が有するまちづくりに特化した情報を駆使することで、地域金融機関と地域事業者との繋がりをより一層強固にし、長期的かつ地域包括的なまちづくり支援を可能とする。地域金融機関が地域事業者との繋がりを強固なものとすることで、地域社会を基盤とした地域活性化、更には持続可能な社会の構築へと繋げる（図5）。これこそが、リレバンを超えた新たな枠組み、サステナブルファイナンスである。

29 中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家。「中小企業支援法第11条」に基づき、経済産業大臣が登録した者。

図5 サステナブルな社会構築までの流れ



出所：著者作成。

おわりに

本稿では、官民連携の「サステナブルまちづくりファンド」を活用した、地域包括的なまちづくり支援のスキームを提案した。地域金融機関を中心とした地域内連携、更には投資対象とする地域事業者の拡張により、個々への支援に留まらない、地域包括的なまちづくり支援を可能とし、更なる地域活性化、そして持続可能な経済・社会・環境の実現へと導く。

今後の課題としては、本提案の実現可能性がある。地域金融同士の連携や地域金融機関とまちづくり会社との連携はどの程度可能であ

るのか、また地域金融機関と地域事業者がファンド期間終了後も継続的な関係を築くことは一般的にどの程度可能であるのか確認できておらず、それらを今後検証していく必要がある。

持続可能な社会の構築のため、更には地域金融機関の存続のため、地域金融機関が主体となって地域のために活動していくことが求められている。そして、地域包括的なまちづくり支援を進めていくことで、地域活性化へと繋がり、地域経済の維持・発展へと繋がると考える。これらの取り組みが、地域の持続可能性という観点から、サステナブルファイナンスの一種として受け入れられ、全国的な広がりが見られることを今後期待したい。

ヒアリング先一覧

	金融機関名	従業員数 (人)	資本金 (百万円)	所在地	形式 (取材日)
1	朝日信用金庫	1,389	19,600	東京都台東区台東	オンライン (9/12)
2	株式会社伊予銀行	2,603	20,948	愛媛県松山市南堀端町	オンライン (5/26)
3	株式会社京都銀行	3,353	42,130	京都府京都市下京区	オンライン (8/26)
4	株式会社十六銀行	2,386	36,800	岐阜県岐阜市神田町	オンライン (8/28)
5	高山信用金庫	225	696	岐阜県高山市下一之町	オンライン (8/22)
6	金融機関A				オンライン (9/11)

	企業名	従業員数 (人)	資本金 (百万円)	所在地	形式 (取材日)
1	株式会社 YMFG ZONE プランニング	20	30	山口県下関市竹崎町	オンライン (9/4)
2	民間都市開発推進機構	記載なし	記載なし	東京都江東区豊洲	オンライン (6/5)

【参考文献】

- 青木剛、2022、『中小企業のためのサステナブルファイナンス—サステナブル診断と建築的対話手法—』、同友館。
- 植杉威一郎、2022、『中小企業金融の経済学』、日経BP 日本経済新聞出版。
- 宇隨幸雄、2020、「リノベーションまちづくりの現状と課題に関する研究」、『Urban study』、第69号、28-65。
- 江夏あかね、2019、「企業等のサステナビリティ・パフォーマンスに着目したサステナビリティ・リンク・ローンの発展と注目点」、『野村資本市場クォーターリー』、第23巻第2号、17-32。
- 江夏あかね、2020、「アフターコロナのサステナブルファイナンス」、『資本市場』、第424号、24-33。
- 大社充、2018、『DMO 入門—官民連携のイノベーション』、東英弥。
- 岡崎篤行・原科幸彦、1994、「歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究—川越一番街商店街周辺地区を対象として—」、『都市計画論文集』、第29巻、697-702。
- 岡嘉紀、2021、「地域のまちづくりとファイナンス」、『新都市』、第75巻第12号、25-30。
- 岡村祐・野原卓・西村幸夫、2009、「我が国における『観光まちづくり』の歴史的展開—1960年代以降の『まちづくり』が『観光』へ近接する側面に着目して—」、『観光科学研究(首都大学東京)』、第2号、21-30。
- 金子寿太郎、2023、「イスラーム金融とサステナブルファイナンスの互恵的關係構築に向けて—金融規制面からの政策提言—」、『国際開発研究』、第32巻 第1号、153-166。
- 北島彩子・川原晋、2014、「信用金庫による創業支援及び地域活動支援への業務展開に関する研究」、

- 『都市計画論文集』、第49巻第3号、819-824。
- 熊坂敏彦、2019、『『循環型地場産業』形成を促す観光振興の役割と可能性—地場産業産地の『観光まちづくり』による『地域活性化』事例を中心に—』、『現代ビジネス研究所紀要（昭和女子大学）』、第4号、1-13。
 - 幸田博人、2019、「地域金融機関の新しい役割と挑戦—社会課題解決に向けた取組みの意味—」、『資本市場』、第412号、22-32。
 - 近藤万峰・内田滋・葛西正裕、2022、「コロナ禍におけるリレーションシップバンキングと地域金融に関する一考察」、『経済研究所所報（愛知学院大学）』、第2号、79-97。
 - 齊藤壽彦、2016、「地方創生における地域金融機関の役割と課題」、『CUC view & vision（千葉商科大学）』、第42号、38-44。
 - 橋本卓典、2023、『地銀と中小企業の運命』、文春新書。
 - 畠山直、2017、「まちづくり会社の現状と支援制度に関する考察—民間中心市街地商業活性化事業に基づく投資支援制度に着目して—」、『熊本学園商学論集』、第22巻第1号、63-90。
 - 古里圭史、2020、「クラウドファンディングと地域金融機関」、『個人金融』、第15巻第3号、55-65。
 - 村本孜、2019、「地域金融の現状と課題」、『金融構造研究』、第41号、58-71。
 - 山尾一人・服部隆幸、2013、「地域金融機関の強みを生かした地域活性化」、『FPIコンサルティング最前線』、第5号、96-100。
 - 山口省蔵、2021、「実践から学ぶ地方創生と地域金融」、『商工金融』、第71巻第2号、24-43。
 - 家森信善、2021、「地域の再生における地域金融機関の役割」、『季刊個人金融』、2021年冬号、2-12。
 - デアーク・シューメイカー、ウィアラム・シュローモード、2020、『サステナブルファイナンス原論』、金融財政事情研究会。

【参考資料】（全て2023年10月13日に最終アクセス）

- 一般社団法人 森の京都地域振興社（森の京都 DMO）、2021、「地域づくり京ファンドについて」
https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/news/documents/20210329_fund.pdf
- 株式会社富士通総研、2012、「地域金融機関を中心とした自助・共助のまちづくりとは？」
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/column/opinion/201202/2012-2-1.html>
- 環境省 HP、「グリーンローン概要」
<https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/overview/about.html>
- 環境省 HP、「サステナビリティ・リンク・ローン概要」
https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/sll_overview/about.html
- 環境省、2020、「インパクトファイナンスの基本的考え方」
<https://greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/114284.pdf>
- 環境省、2021、「令和3年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書」
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/pdf/full.pdf>
- 金融庁、2003、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」
<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20030327-1.pdf>
- 金融庁、2021、「事務局説明資料」
https://www.fsa.go.jp/singi/social_bond/siryou/20210310/02.pdf
- 金融庁、2023、「第18回サステナブルファイナンス有識者会議事務局資料」
https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/siryou/20230922/02.pdf
- 栗原剛、2013、「インバウンド観光が地方にもたらす経済効果計測手法とその活用」
https://www.jttri.or.jp/members2/kenkyuh/34_kurihara.pdf
- 経済産業省、2017、「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス—ESG・非財務情報と無形資産投資—（価値協創ガイダンス）」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikei/Guidance.pdf

- 国土交通省、2022、「『サブリース住宅標準契約書』について」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000018.html
- 内閣官房・内閣府総合サイト HP、「地方創生 SDGs 金融」
<https://www.chisou.go.jp/tiki/kankyo/kinnyuu.html>
- 民間都市開発推進機構 HP、「マネジメント型まちづくりファンド支援業務実績一覧」
<https://www.minto.or.jp/archives/management/>
- 民間都市開発推進機構 HP、「マネジメント型まちづくりファンド支援業務」
<https://www.minto.or.jp/products/support/management/>
- NTT データ、2021、「金融分野のグリーン推進・サステナブルファイナンス」
<https://www.nttdata.com/jp/ja/data-insight/2021/1129/>